

種 目

一、職業紹介部確立の件	三
二、インフレ景気対策の件	六
三、労働者の国防献金と公債無利息の件	八
四、事業部設置の件	九
五、労働時間短縮の件	一〇
六、大阪聯合会規約	一五
七、代議員会規約	一七
八、執行委員会規約	一八
九、常任執行委員会規約	一八
十、地方事務局規定	一八
十一、労働少年隊規約	一六
十二、組合規約率則	一六
十三、吏部規約率則	一六
十四、労働者の福利厚生規程の件	二〇

職業紹介部確立の件

主 文

就職の内滑と失業問題緩和のため職業紹介事業が重要なる役割を演じ、その不足は個人も組織も補填するが、従来労働組合に於ては、戦時的労働組合なるが故にその運用の支障を生ずる。公益職業紹介はその積極的取扱の故に熟練労働者を扱ふに適せず、僅かに、編制労働者の労働紹介を以てその任務とし、強利職業紹介業者は、営繕技能紹介、奉公人引入所以上に於ては、所謂近代的労働者の職業紹介機関は缺けてゐるのである。

故に大阪聯合会は、労働組合が職業紹介機関を運用するに数多の困難に直面することを確認するも、之れを克服してその使命を遂行するため職業紹介部に常任委員を任命せんことを決定す。

理 由

本文に於てその目的及び現況を略述したが、事実に於て日本に於ける職業紹介機関は不